

甲子園短期大学の学科等の人材養成 及び教育研究上の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 甲子園短期大学（以下「本学」という。）学則第1条第2項の規定に基づき、本学が設置する学科等の人材養成及び教育研究上の目的は、この規程によるものとする。

(教育理念)

第2条 本学は、校訓三綱領「黽勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の建学の精神に基づき、広い一般教養と専門的知識・技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材を養成することを教育理念とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第3条 学科等の人材養成及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 生活環境学科

生活環境学科は、本学の教育理念に則り、情報技術を活用し生活を取り巻く環境・健康・社会の進展に対応した情報に関する専門的知識と技能を身につけ実践に役立てるとともに、豊かで安全・安心な社会を創造し、円滑なコミュニケーションを図り、他者や地域社会と協同して持続的な社会の発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

(2) 幼児教育保育学科

幼児教育保育学科は、本学の教育理念に則り、情報技術を活用し幼児教育・保育に関する専門的知識と技能を身につけ実践に役立てるとともに、子どもの個性と発達の多様性を理解し、円滑なコミュニケーションを図り、保護者や地域社会と協同して持続的な社会の発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。但し、3の(3)及び3の(4)の規定は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。